

## 新たな業務リスク等管理の試行についてのお願い

標記について、第14回内部統制委員会（平成30年9月21日）において了承されましたので、当分の間、以下の取り組みを行うこととします。詳細については別紙1「新たな業務リスク等管理の試行について」をご参照ください。

### （1）理事長訓示

職員のみなさん

業務運営における業務リスク等の管理については、現状、あずさ監査法人の支援を受けて作成した業務フロー図等により管理を行っており、毎年、新たに生じたリスクの有無、リスクの影響度・発生頻度の変化及びその対応状況等について、各部課室において自己評価を行い、これを取りまとめた上で、内部統制委員会での審議を経て、これを職員に周知することで当該リスク等への対応認識の共有を図っているところです。

現状の業務リスク等については、事務過誤等を中心としたもので、細かすぎるきらいがある等、役員及び部長が法人全体のリスクを把握することが困難なことから、本年1月から、アビームコンサルティング（株）の支援により、新たな業務リスク等管理について作成したところです。

まずは、当分の間、試行することとし、リスクの把握・未然防止に焦点を置いて、部長を筆頭にそれぞれのセクションでどこにリスクがあるのか共通認識を持つ必要があります。完璧なものでスタートしているわけではないので修正すべき点は企画課と調整してください。

なお、既存の業務リスク評価も行うこととしますが、試行の方に重点を置いてやって頂きたいと思いません。

平成30年10月1日  
理事長 高橋 則広

### （2）基本的な対応方針

#### ①潜在的な業務リスク等

改善策の実施及び改善後の評価を行うとともに、新たに洗い出したリスクについて内容を分析及び評価するとともに、対応方針の策定を要するものについては、改善策を策定し、管理する。

＜新たな業務リスク等の洗い出し＞

- ・ 金融機関のコンサル経験等も踏まえた、各部課室のヒアリングを基にしたもの。網羅的に各部課室のリスクの概要を把握するとともに、メリハリをつけたリスク評価を実施。
- ・ ヒアリングにより把握した業務とリスクの概要から簡易評価を実施し、影響が大きいものについてコントロールを実施しない状態における「固有リスク」と固有リスクを制御するための「コントロール」を洗い出し、コントロールを実施しても残る「残存リスク」を認識し、残存リスクに対しては「改善策」を記載。
- ・ 必要に応じ、識別・分析、評価



②顕在化したリスク

顕在化したリスクについては、可及的速やかに当該リスクに対応し、当該リスクを分析及び評価するとともに、対応方針の策定を要するものについては、改善策を策定し、管理する。

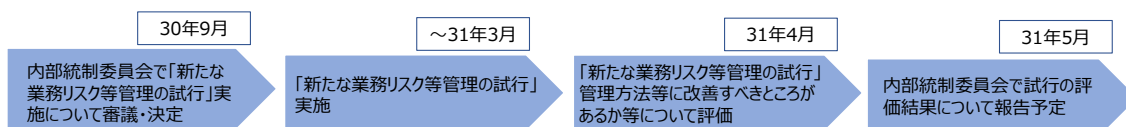
※事務誤りの報告を監査室及び業務リスク等の管理部署に報告する。

③外部委託した業務の業務リスク等管理を対象とすることを明確化するとともに、「委託先の業務リスク等管理マニュアル」（別添4）に基づき外部委託した業務の遂行に伴うリスクを管理する。

(3) 業務リスク等管理部署の一元化等

企画部企画課が、2次デフェンスラインとして、一元的に担当するとともに、担当する内部委員会を内部統制委員会に一元化する。

(4) 今後のスケジュール



(5) 各部課室等への依頼事項

① 30年9月に策定した各部課室の潜在的リスク（簡易評価によるリスク一覧、業務フロー図、リスク評価表）を確認し、改善策については業務負荷並びに費用対効果を考慮の上実施してください。（31年3月まで）

② 以下の内容について、31年4月に確認予定としています。具体的な方法はメールでお知らせします。

- ・「各課室における改善策の実施状況」（別添1様式第4号）を作成し、潜在的リスクについての管理状況（①）を確認。
- ・「新たな業務リスク等管理」の方法について改善すべき点等のご意見

③ また、総務省研究会報告書でも「内部統制は、法人内の全員が参加してディスカッションしていくプロセスこそが重要である。」と指摘されており、部課室単位に限らず、役職員一人ひとりの皆様においても、「新たな業務リスク等管理」等について業務を行っている上でご気付きの点等ございましたら、企画部担当者までお寄せください。

以上